

小野小学校 P T A 会則

小 野 小 学 校 P T A 会 則

第1条（名称）

この会は小野小学校PTAと呼び、事務所を小野小学校内におきます。

第2条（目的）

この会は教育基本法に則り、子ども達のしあわせを願って家庭・学校・地域社会が協力しあって、子ども達の健全な成長をはかります。

第3条（活動）

子ども達のよりよい成長を願い、会員がともに学び、ともに活動します。子どもの環境をよくする為に、学校・家庭・地域が連絡を密にして目的の実現に努力します。

第4条（会員と会費）

本校に在籍している子どもの保護者（又は、それに関わる人）と、教職員を会員とします。この会の運営や活動費は会費でまかなわれ、1年間1家庭3,000円、教職員その他の会員も3,000円とし、平等の権利と義務を有します。

第5条（機関）

この会は次の機関をおきます。

- | | | |
|----------|------------|--------|
| 1. 総会 | 4. サポート委員会 | 7. その他 |
| 2. 役員会 | 5. 選挙管理委員会 | |
| 3. 地域委員会 | 6. 小野おやじの会 | |

第6条（役員）（会計監査）

この会は次の役員と会計監査をおき、原則毎月1回役員会を開き、各会合から出された事柄を協議し、この会の運営にあたります。

会 長（1名）・・・この会の代表者で各会合を招集し、決められた事を執り行います。

副会長（若干名）・・・会長を助け、会長に事故があれば代行します。

会 計（1名）・・・会計の事務を行い、報告します。（補佐をおくことができます。）

庶 務（若干名）・・・PTA活動に関する業務を執り行います。

会計監査（3名）・・・会計の監査をし、その結果を総会にて報告します。

第7条（委員会）

①地域委員会

○地域に応じて何人かを選び、地域を中心に身近なことを話し合い、地域での教育環境をよくします。

○地域委員の互選により委員長3名（小野委員長、勸修寺委員長、大宅委員長）を決定し、地域委員会を開きます。

②サポート委員会

○各学年×4名を選出します。（ただし、委員数は必要に応じて役員会で変更できるものとします。）

○児童の福利向上に努め、教養を高めるための企画を実行し、広報活動を行います。

○PTA役員のもと、サポート委員会を開きます。

第8条（小野おやじの会）

平成28年4月1日より、小野小学校PTAに編入します。PTAと協力しPTAに準じて活動します。地域各種団体から活動要請があった場合は、PTA会長とおやじの会会長が協議の上、これを決定します。必要があれば、おやじの会会長は役員会に出席します。

第9条（総会）

年2回開くことを原則とします。委任状を含め会員の5分の1で成立し、議長は役員を除く出席会員から選びます。総会は運営の方針・事業・予算・決算・役員・その他のことを出席者の過半数で決めます。議案は5日前までに全会員に知らせます。

第10条（選挙と任期）

役員及び会計監査の選挙、任期については、別に定めた選挙細則により行います。

①サポート委員については、立候補を優先します。

②立候補が必要人数を満たさなかった場合は選出を行い、委員を決定します。なお、選出方法については別紙「サポート委員選出方法について」に基づいて行います。

③選出後、別に定めた各サポート委員の取り決め等に従い活動された方は、次年度1年間サポート委員（地域委員は除く）を免除します。

第11条（会計）

この会の経費は会費その他の収入でまかなわれます。会費の額は総会で決めます。

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

第12条（リコール）

会員の10分の1以上の署名があり、総会の出席者の3分の2が認めれば、役員・委員を罷免出来ます。

第 13 条（規約改正）

1 ヶ月前に全会員に知らせ、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正出来ます。

付 則

この規約は昭和 5 4 年 4 月 1 日から使われます。

昭和 5 5 年 5 月 1 9 日 一部改正

昭和 5 8 年 3 月 1 6 日 一部改正

平成 2 年 4 月 1 日 一部改正

平成 4 年 4 月 1 日 一部改正

平成 6 年 4 月 1 日 一部改正

平成 7 年 4 月 1 日 一部改正

平成 1 4 年 4 月 1 日 一部改正

平成 1 5 年 3 月 1 3 日 一部改正

平成 2 5 年 3 月 6 日 一部改正

平成 2 6 年 3 月 5 日 一部改正

平成 2 8 年 3 月 9 日 一部改正

平成 3 1 年 3 月 6 日 一部改正

令和 5 年 3 月 8 日 一部改正

小野小学校PTA慶弔規定

第1条 この規定は京都市立小野小学校PTA（本会と称す以下同じ）会則の趣旨に則り、会員相互の親睦をはかり、本会の目的を達成するため会員の慶弔などについての取り扱いを定める。

（慶弔の範囲）

第2条 慶弔の範囲は、この規定による慶弔の他、お見舞い及び餞別とする。

第3条 会員及び児童が次の各号の1つに該当することがあった時は、前条の規定によるものとする。

（1） 会員又は児童の被災

ア）会員又は児童が被災の場合は、前例のない時は役員会で審議し決定するものとする。

イ）被災とは、火災・交通等の災害をいう。

（2） 会員又は児童の慶弔

ア）本校の児童の場合

香 典 3,000円

供 花 料 時 価

イ）会員の場合

香 典 3,000円

供 花 料 時 価

（供花料に代わり、しきみ1対も可）

（3） 学校職員が病気等の場合

引き続き1ヶ月以上休養した場合、3,000円を見舞いとして贈る。

（4） 学校職員の結婚・出産に際しては、結婚の場合は5,000円を、出産の場合は3,000円を贈り祝意を表す。

（5） 学校職員の転・退職の場合については、次の基準により謝意を表す。

本校在籍1年以上 一律 5,000円

（6） この規定によりがたい事情が生じた時には、役員会の協議によるものとする。

第4条 本規定に該当しない不慮の災害、不幸の起こった時は、その都度役員会に於いて、その見舞いなどの方法を決定施行するものとする。

第5条 改廃

規定の改正については役員会で審議し決定する。

第6条 この規定は昭和55年12月 1日から施行する。

昭和58年 9月 8日 一部改正

平成 2年 4月 1日 一部改正

令和 5年 3月 8日 一部改正

小野小学校 P T A 選挙細則

【総 則】

- 第1条 本会会則第6条及び第9条の役員、会計監査の選出は、この細則に基づいて行います。
- 第2条 補欠選挙その他、臨時に役員及び欠員が生じた場合は、その都度この細則に基づいて行います。

【選挙管理委員会】

- 第3条 選挙実施にあたり、選挙管理委員会を設けます。
- 第4条 選挙管理委員会は、本部経験者より若干名選出し、そのうち1名を長とします。
- 第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行います。
- ①毎年11月中旬に、選挙に関するその計画の内容（当該年度役員・会計監査・立候補の諸注意事項・他）を全会員に告示します。
 - ②役員及び会計監査の立候補者の受付は、7日後に締切り直ちに告示します。
 - ③第5条②による役員及び会計監査候補の該当者が定員に満たない場合は、推薦業務に入ります。
 - ④投票及び開票についての管理を行います。
 - ⑤選挙終了後、当選者及びその結果を確認し、直ちに総会に報告するとともに、全会員に告示します。
- 第6条 選挙管理委員会の任期は、11月に始まり、選挙に関する業務終了と同時に解散します。

【候 補 者】

- 第7条 立候補と推薦の資格については以下の通りとします。
- ① 全ての会員は立候補し、また推薦を受ける資格と、推薦をする権利を有します。
 - ② 翌年度4月より、小野小学校に子どもが入学し会員となる非会員の保護者は、役員会の承認を得て、立候補、または推薦を受ける資格を有します。
- 第8条 役員、会計監査の立候補者及び推薦者は、所定の用紙に候補者の氏名・住所・役職名・その候補者の本校児童の現学級と氏名を、告示後7日以内に選挙管理委員会に届出なければなりません。
- 第9条 立候補者及び推薦者は、理由を文書によって選挙管理委員会に提出しなければなりません。

【選 挙】

- 第10条 選挙は、公示当日在籍会員の5分の1以上（委任状含む）の総会成立を認めた場合、出席会員の投票によって行います。
- 第11条 投票同数の場合の該当者については、出席会員により決定投票を行います。
- 第12条 選挙は、1家庭について1票の無記名投票とします。

第13条 下記の投票は無効とします。

- ①所定の用紙を使わないもの
- ②姓名の判別しにくいもの
- ③被選挙者を誤ったもの

【信 任】

第14条 選挙管理委員会に於いて選出された役員及び会計監査候補者は、総会にて信任を受けることとします。

【役員及び会計監査の任期】

第15条 役員、会計監査の任期は2年とし、再任の意思を尊重します。任期が終わっても次の役員及び会計監査が決定するまでは、その業務にあたります。

【役員免除】

第16条 本部役員及び各委員の委員長・副委員長経験者は、下記を免除されます。

- ① 委員長・副委員長経験者は、委員長及び副委員長。
- ② 本部役員経験者は、クラス委員及び地域委員の委員長。
- ③ 任期途中で辞める場合、決算総会で承認された場合のみ免除する事とする。

【改 廃】

第17条 細則の改廃は、総会に於いて承認を得るものとします。

付 則

この細則は昭和55年 9月19日から使われます。

平成	2年	4月	1日	一部改正
平成	6年	4月	1日	一部改正
平成	9年	4月	1日	一部改正
平成	15年	3月	13日	一部改正
平成	18年	3月	13日	一部改正
平成	20年	3月	10日	一部改正
平成	25年	3月	6日	一部改正
平成	28年	3月	9日	一部改正
令和	2年	3月	4日	一部改正

